

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成30年4月1日

表1 施設の利用料金

公園施設名	使用の区分	単 位		利用料金			
				一 般	学生及び生徒		
陸上競技場	貸切使用の場合	1日までごとに		円 55,900	円 18,890		
		半日までごとに	午前	19,890	6,820		
			午後	36,000	12,070		
		1日までごとに		18,890	9,500		
		半日までごとに	午前	6,820	3,460		
			午後	12,070	6,030		
個人使用の場合	1人1時間までごとに		普通使用（1回につき）	100	50		
			回数使用（11回につき）	1,000	500		
補助競技場	貸切使用の場合	1時間までごとに		460	210		
野球場	貸切使用の場合	1時間までごとに	普通使用（1回につき）	平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	610	310	
				平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。）	310	150	
				回数使用（11回につき）	6,100	3,100	
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合		1日までごとに		45,880	17,880
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに		普通使用（1回につき）	2,160	1,080
			1面ごとに		回数使用（11回につき）	21,600	10,800
			1時間までごとに		普通使用（1回につき）	1,080	540
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合		1日までごとに		10,190	4,130

ラウンド	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	普通使用（1回につき）	平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	480	250
				平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。）	250	120
			回数使用（11回につき）	4,800	2,500	
		1時間までごとに半面ごとに	普通使用（1回につき）	平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	250	120
				平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。）	120	60
			回数使用（11回につき）	2,500	1,200	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	1日までごとに1面ごとに		7,200	3,800	
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	普通使用（1回につき）	平日（午前7時から午前9時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	620	310
			平日の午前7時から午前9時まで（競技会に使用する場合を除く。）	310	150	
		回数使用（11回につき）	6,200	3,100		
登はん競技場		1時間までごとに1面ごとに	普通使用（1回につき）	210	100	
		回数使用（11回につき）	2,100	1,000		

備考 「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
拡声機	陸上競技場	半日までごとに	円 4,800

	補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート	半日までごとに	950
審判用具		1式につき	1,740
陸上競技用具	鋼製巻尺（20メートル）	1日までごとに1個ごとに	40
	鋼製巻尺（50メートル）	1日までごとに1個ごとに	70
	鋼製巻尺（100メートル）	1日までごとに1個ごとに	100
	走高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	80
	棒高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	170
	ストップウォッチ（100分の1）	1日までごとに1個ごとに	40
	ストップウォッチ（5分の1）	1日までごとに1個ごとに	30
	ストップウォッチ（ラップ用）	1日までごとに1個ごとに	60
	マラソン用親時計	1日までごとに1個ごとに	350
	手旗（赤及び白）	1日までごとに1組ごとに	20
	バトン	1日までごとに1本ごとに	20
	ポール	1日までごとに1本ごとに	90
	抽せん器	1日までごとに1組ごとに	30
	地（砂）ならし器	1日までごとに1個ごとに	60
	ライン引器	1日までごとに1個ごとに	40
	やり（男子用）	1日までごとに1本ごとに	50
	やり（女子用）	1日までごとに1本ごとに	50
	円盤（男子用）	1日までごとに1個ごとに	40
	円盤（ジュニア用）	1日までごとに1個ごとに	40
	円盤（女子用）	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸（7,257グラム）	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸（5,443グラム）	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸（4,000グラム）	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸（2,721グラム）	1日までごとに1個ごとに	40
	ハンマー（7,257グラム）	1日までごとに1個ごとに	50
	ハンマー（5,443グラム）	1日までごとに1個ごとに	50
	投てき距離標識	1日までごとに1組ごとに	310
	表彰台	1日までごとに1式ごとに	110
	ハードル運搬車	1日までごとに1台ごとに	230
	コースナンバー標識	1日までごとに1個ごとに	40
	走幅跳び及び三段跳び距離表示器	1日までごとに1組ごとに	140
	フィールド試技順序表示器	1日までごとに1組ごとに	160
電光式表示器	1時間までごとに1台ごとに	350	
風速計	1日までごとに1台ごとに	70	
スターティングブロック	1日までごとに1台ごとに	50	
角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30	
距離測定器	1日までごとに1個ごとに	340	

投てき用角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30
ハードル	1日までごとに1個ごとに	50
バー（跳躍用）	1日までごとに1本ごとに	40
棒高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	350
走高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	170
走高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	100
棒高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	300
3,000メートル障害器	1日までごとに1式ごとに	110
踏切板標識	1日までごとに1個ごとに	30
マラソン距離標識	1日までごとに1式ごとに	170
ビデオカメラ装置	1日までごとに1式ごとに	350
トラック競技速報表示器	1日までごとに1式ごとに	350
フィールド成績表示器	1日までごとに1式ごとに	350
投てき光波距離計	1日までごとに1式ごとに	350
ファールセーブ表示板	1日までごとに1式ごとに	20
ベストエイト表示板	1日までごとに1式ごとに	30
陸上競技用具の利用料金の合計額が11,510円を超える場合		11,510
テント	1日までごとに1張につき	290
ロッカー	1回につき	100
全自動電気計時装置	1日までごとに1式につき	2,230
温水シャワー	1回につき	100
会議室	1時間までごとに	180
電気料	実費を基準として知事が定める額	

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,140
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	380
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110
興行	1日までごとに		7,600
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		3,800